

第7回教育委員会会議録

1日 時 平成28年7月26日(火) 開会: 15時30分

閉会: 17時35分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地

教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 中馬好行教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長

出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(小川主査) 熊毛総合出張所次長

学校教育課指導主事

5書 記 教育政策担当課長補佐 教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件 名
1	委員議席の抽選について
2	会議録署名委員の指名について
3	報告第15号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第13号 教育委員会点検及び評価の実施について
5	議案第14号 平成29年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

7 委員会協議会 (1) 8月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者:教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 6月議会の報告について (教育部長)

(3) 徳山駅前賑わい施設及び駅前図書館の指定管理者候補者選定委員会開催について
の報告 (中央図書館)

教育長 ただ今から「平成28年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。

1	委員議席の抽選について
---	-------------

教育長 日程第1、「委員議席の抽選について」を議題といたします。
教育政策課長 それでは委員議席抽選を行わせていただきたいと思います。
議席番号1番から4番は、机上の番号のとおりです。
それでは、抽選を行います。
(抽選)
教育長 抽選の結果を報告いたします。議席番号1番は池永委員さん、議席番号2番は松田委員さん、議席番号3番は片山委員さん、議席番号4番は大野委員さんに決定いたしました。
それでは、新たに決まりました議席へ移動をお願いします。
それでは、ここで一旦休憩とし、会場を移動した上で審議を再開いたしたいと思います。
会議室に移動後も、現在の議席と同じ位置にご着席ください。
(会議室へ異動)

2	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。
審議に入る前に、この度、新しく大野 泰生(おおの やすなり)委員が就任されました。
大野委員、一言ご挨拶をいただけますか。
(大野委員挨拶)
教育長 続いて日程第2、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、池永委員さんと松田委員さんにお願いします。

3	報告第15号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長 続いて日程第3、報告第15号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。
この件について、学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課長 資料1ページをご覧ください。報告第15号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を報告いたします。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。
平成26年4月からの消費税率引上げにより、新たな貸切バスの運賃・料金制度が施行されました。これに伴いまして、国の「平成28年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価」が増額されたため、次の2ページ及び3ページにお示ししておりますとおり、本市の就学援助費の給付額を改正しましたので、報告いたします。

- 以上、よろしくご承認のほどお願ひいたします。
- 教育長 この件について何か質問がございますか。
- 池永委員 増額した件については、特に問題はありませんが、この援助金をどのように支給されておられるのですか。保護者の口座ですか。学校の校長口座ですか。
- 学校教育課長 基本的には保護者の口座に入りますが、滞納などその他の場合で保護者の了解が得られた場合は学校の口座に入れるなど、必要に応じて進めております。
- 教育長 その他、何かございますか。
- それでは、報告第15号を承認いたします。

4

議案第13号 教育委員会点検及び評価の実施について

- 教育長 続いて、日程第4、議案第13号「教育委員会点検及び評価の実施について」を議題とします。
- この件について、教育政策課から説明をお願いします。
- 教育政策課長 議案第13号「教育委員会点検及び評価の実施について」ご説明いたします。
- 議案書の4ページ、あわせて別冊でお配りしております資料をお願いいたします。
- 提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」については、教育委員会の権限とされておりましたことから、お諮りするものでございます。
- それでは、別冊の議案第13号資料「教育委員会点検及び評価の実施について」を用いてご説明させていただきます。
- 資料の1ページをお願いいたします。
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、1ページの中段に四角囲みで記載しておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条の規定に基づき、毎年度、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、ホームページ等で公表しているところでございます。
- しかしながら、資料の1ページの上段に掲載いたしましたとおり、今まで実施しておりました教育委員会事務の点検・評価には、大きく2点の問題点を内包したものであると考えております。
- まず、第1点目は、教育委員会の所管事務に係る点検・評価は、周南市全体で実施しております行政評価制度を利用して行っておりましたことから、周南市全体の行政評価が確定し、公表された後に作業に取りかかっており、実質的には、2年前の前々年度に行った事務事業の評価となっていた点であり、第2点目は、法で規定しております教育に関する学識経験を有する者の知見の活用が充分であるのかといった点であります。
- この2つの問題点は、法で定める「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用」を、周南市の実態に即した形で図っていこうとするために起こってきたものでありますが、周南市の行政評価は、平成24年度報告分までは、外部の有識者等を招へいし、いわゆる「事業仕分け」と言われた公開評価を実施し、その後は議会による行政評価の結果を、新年度予算に反映させることで行政評価を確定させておりました。
- この「事業仕分け」や議会による行政評価の対象事業には、教育委員会の所管事務も含ま

れておりましたことから、教育委員会事務の点検評価におきましても、周南市全体の事務事業についての外部評価を、法で定める「有識者の知見の活用」として用いていたところであります。

それでは、ここで2ページのフロー図をご覧ください。

この2つの問題点に関しまして簡単にまとめたものであります、従来の方法では、一番左の「周南市」の欄に記載いたしましたとおり、周南市の事務事業の評価は平成27年の6月に、平成26年度に実施した事務を評価し、その後、行政改革推進室の施策評価や議会による行政評価等を経た結果を、平成28年度の新年度予算に反映させることで行政評価結果を確定させるとともに公表しております。

この平成28年5月の「周南市行政評価のまとめの公表」の項目から、ページの中ほどの「従来の点検・評価のフロー」の欄に破線の矢印で結び付けておりますように、従来の方法では、本年度に作成いたします「教育委員会点検・評価報告書」は、2年前の平成26年度に実施した事業について取りまとめたものとして公表することとなっていました。

このように、2点の問題点を要約いたしますと、① 通常、前年度実施の事務について点検・評価し、公表することが通例と考えられる「教育委員会点検・評価報告書」が、前々年度実施の事務に係るものではタイミングを逸しており、市民の理解が得られないと考えられること、② また、法では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用」と規定されておりますが、議会による行政評価と変遷してきている現時点において、「議会」が「学識経験を有する者」と説明することに対しても、市民の理解が得られないと考えられることがあります。

こうしたことから、2ページの右端の欄に掲載いたしました改善案及び1ページの下段になります「2. 学識経験者の知見の活用について」の項でまとめておりますとおり、これまでの如く教育委員会事務の一部を抽出して行う議会による行政評価ではなく、今後は法の規定通り、大学教授等の学識経験者に全ての教育委員会の事務を総合的に評価していく方法に改善してまいりたいと考えております。

なお、資料の3から4ページは、平成27年度に教育委員会が実施した98の事務事業の一覧でございますが、ここでは、5ページにサンプルとして添付いたしました「平成28年度 周南市事務事業評価シート」を用いまして算定したAからDの4段階の自己評価結果をそれぞれ付して作成いたしており、本議案についてご決定をいただいた後に依頼いたします大学教授等への説明資料としてお示ししたいと考えているものでございます。

何卒、「教育委員会点検及び評価の実施について」の改善案について、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

教育長 教育委員会の取り組みを点検し、評価して公表しておりますが、ただいま説明がありましたように、2点の課題がございます。まず1点が、報告する評価する内容が前々年度に行った事業であること、2点目が学識経験者という部分が担保されているのかという点です。こういった課題について今回対応していくものでございます。いかがでしょうか。何か質問がございますか。

池永委員 学識経験者の知見の活用で大学教授等と案がありますが、等というのは他にどのような想定をされていますか。

教育政策課長 本日の決定をいただいた後に、お願いをしてまいりたいと考えておりますが、事前に県内

の他市の状況を伺っておりますが、その多くは大学教授というところですが、中にはPTA連合会の会長でありますとか、元教育委員などにお願いしている自治体もございます。私どもといたしましては、未定ではございますが教育学部があります県内の大学の教授、あとは地元の大学の教授など地域の教育行政に精通されている方にお願いできたらとの考えております。「等」という表現にさせていただいておりますのは、元教育委員なども含めましてこれから検討してまいりたいと考えております。

松田委員 27年度の事務事業評価を行っていくことは対応としては良いと思いますが、6月までに前年事務事業の評価を行うことで事務量が増大するのでは思いますが、そのあたりの対策等の考えを教えていただけますか。

教育政策課長 資料2ページのフロー図をご覧ください。27年度に行った事業の事務事業を評価するように考えております。こちらの事務事業評価を既に6月までに教育委員会事務局として自己評価を終えておりますので、この評価を、今回の教育委員会でご決定いただき、これから学識経験を有している方に評価をお願いする事務は増えてまいりますが、その後の報告書の作成等につきましては従来の事務と同様にまとめて参りますので、今回の見直しは必要最低限の事務量の増加ではないかと考えております。

教育長 他にございませんか。

それでは、議案第13号を決定いたします。

5

議案第14号 平成29年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

教育長 続いて、日程第5、議案第14号「平成29年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」ですが、適切な審議確保の観点から、この件は秘密会として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長 それでは、日程第5、議案第14号「平成29年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。それでは、この件について、学校教育課から説明をお願いします。

【秘密会のため会議録は別に作成】

教育長 それでは、議案第14号を決定いたします。

他にはございませんか。

以上で、平成28年第7回教育委員会を終了いたします。

署名委員

池永 博 委員 _____

松田 敬子 委員 _____